

令和5年度 第3回かすみがうら市地域公共交通会議

議 事

議案第3号 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

【概要】 地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するもの

議案第4号 かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部改正について

【概要】 令和5年8月18付けで関東運輸局より新たなタクシー運賃が公示され、令和5年9月19日より茨城県地区のタクシー運賃（初乗運賃、加算運賃等）が変更となったことに伴い改正を行うもの

かすみがうら市地域公共交通会議構成員 名簿

該当	No.	団体名	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長(会長)	宮嶋 謙
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	國下 裕司
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	仲野 俊二
	4	茨城県政策企画部交通政策課	交通政策課長	寺田 明弘
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	針谷 直之
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	湯本 学
第3号	7	関鉄グリーンバス(株)	代表取締役社長	宮野 裕司
	8	関鉄観光バス(株)	本社営業センター長	大塚 英明
	9	(有)千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
	10	(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
	11	霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田 豊
	12	(有)まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
	13	(有)神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
	14	(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
第4号	15	(一社)茨城県バス協会	専務理事	澤畠 政志
	16	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透
第5号	17	関東鉄道(株)労働組合	書記長	中村 正之
第6号	18	かすみがうら市議会	議長	小座野 定信
第7号	19	かすみがうら市区長会	会長	西尾 晴男
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	佐藤 俊治
	21	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	由波 大樹
	22	かすみがうら市商工会	会長	川井 義久
	23	地域女性団体連絡会	会長	相馬 てる子
第8号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	教授	谷口 綾子
第9号	25	土浦市	都市政策部長	塚本 隆行
	26	行方市	企画部長	久保田 博
	27	かすみがうら市	市長公室長	横田 茂
	28	かすみがうら市	保健福祉部長	幕内 浩之
	29	かすみがうら市	産業経済部長	松延 孝之
	30	かすみがうら市	都市建設部長	廣原 正則
	31	かすみがうら市	教育部長	坂本 重男

令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画/生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

議案第3号

令和 年 月 日

協議会名: かすみがうら市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
関鉄グリーンバス(株)	系統名:霞ヶ浦広域バス 運行区間:玉造駅～土浦駅	令和5年度の計画については新型コロナウイルスによる利用状況が改善されると見込み利用者数及び収支率目標を設定した。学生向けの通学定期券「スクールパス」の広報周知を実施した。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 目標:36,500人 実績:33,695人 ・収支率 目標:67% 実績:55.9% <p>令和5年度実績は、コロナ禍の影響も緩和してきたためか、利用者数は前年30,105人に対し33,695人と改善された。収支については前年度8,814千円に対し、今年度10,541千円とこちらも改善された。いずれも目標値には届かなかったものの、前年度より回復という結果となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新中学生、新高校生に向け通学乗車券「スクールバス」の広報周知を強化し、バスの利用促進につなげる。

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名：	かすみがうら市地域公共交通会議
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<ul style="list-style-type: none">・かすみがうら市地域公共交通計画の基本的な方針 市民の移動ニーズの高い土浦駅方面へアクセスできる路線のため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等を活用し、路線の維持とさらなるサービス向上を図る。・上記を踏まえたフィーダー系統維持の目的・必要性 霞ヶ浦広域バスは土浦市、行方市、当市を横断しており、3市補助によって運行している。当市霞ヶ浦地区、行方市においては基幹病院である土浦協同病院、土浦駅に接続する唯一の路線のため、通勤・通学だけでなく、買い物、通院目的で使用され、広域的な交流を支える重要な路線となっている。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、市民の移動手手段の確保とサービス向上による利用者増加を図っていく。

令和5年度 かすみがうら市地域公共交通活性化協議会（茨城県かすみがうら市） 議案第3号 （地域内フィーダー系統確保維持事業）



地域の公共交通等の現況・課題

当市は平成17年3月に霞ヶ浦町と千代田町との合併により誕生し、両地区が交わる市域中心にJR常磐線神立駅がある。公共交通は、千代田神立ライン、霞ヶ浦広域バス、デマンド型乗合タクシーの3つが柱となっており、バスについては、市西側の千代田地区のみ路線網がある。一方の霞ヶ浦地区では、平成21年に利用者減により路線バスが廃止となってしまったことから広域交通を目的とし、霞ヶ浦広域バスを運行している。また、令和元年10月1日から神立駅を中心に市街地循環並びに、基幹病院を結ぶ千代田神立ラインの運行を開始した。

交通計画の基本的な方針／定性的な目標

霞ヶ浦広域バスは土浦市、行方市、当市を横断しており、3市補助によって運行している。当市霞ヶ浦地区、行方市においては基幹病院である土浦協同病院、土浦駅に接続する唯一の路線のため、通勤・通学だけでなく、買い物、通院目的で使用され、広域的な交流を支える重要な路線となっている。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用し、市民の移手段の確保とサービス向上による利用者増加を図っていく。

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

- 【施策の実施状況】
- ・情報提供の充実：バス車内におけるフリーWi-Fi整備、リアルタイムバス位置情報の提供
 - ・広域バス及び、スクールバスの周知：令和6年2月～3月に新高校生（現中学3年生）に向けた周知チラシの配布を予定している。
 - ・高齢者運転免許返納事業の制度変更：免許返納した高齢者の移手段の確保のために乗合タクシーの利用促進のため、乗合タクシー回数券（21,000円分）の交付をしている。

アピールポイント

- ・霞ヶ浦広域バス、千代田神立ライン車内環境の整備
霞ヶ浦広域バスではモバイル電源用USBコンセントを設置、両バス車内ではWi-Fi環境を整え利便性向上を図っている。
- ・スクールバス（通学定期）の発行
3市にまたがった運行のため、長距離を利用する学生も多い。そのため、スクールバスを発行し、通学利用の支援と促進に努めている。
- ・リアルタイムバス位置情報の提供
バス位置情報の提供により利用者の利便性向上を図っている。

面積	156.60km ²
人口（R5.4.1時点）	40,541人
15歳未満	4,080人
65歳以上	13,020人
高齢化率	32.1%

交通計画の計画期間
令和3年4月～
令和8年3月

協議会開催状況

（令和5事業年度に係るもの）

- ・第1回（令和5年6月29日）
かすみがうら市生活交通確保維持改善計画（案）について
新高校生等向けお試し乗車券に関する運賃変更について
- ・第2回（令和5年8月1日）
令和4年度事業報告について
令和4年度収支決算報告について
- ・第3回（令和6年1月予定）
地域内フィーダ系統事業評価について
- ・第4回（令和6年2月予定）
令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画について

○参考資料として以下の資料を添付

- ・地域の公共交通体系図(鉄道、民間路線バス、コミバス 等)
- ・補助対象事業の運行系統図・区域図
- ・補助対象事業の実績データ(利用者数、収支 等)
- ・その他参考となる資料(利用促進の取組 等)

議案第4号

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部改正について

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「初乗運賃標準額と実際の初乗運賃額とを比較して」を「助成限度額(車両により異なる場合あり)もしくは実際の運賃(初乗運賃等を含む額)のいずれか」に改める。

第9条第3項中「助成限度額(車両により異なる場合あり)もしくは実際の運賃(初乗運賃等を含む額)のいずれか」を「助成限度額(車両により異なる場合あり)もしくは実際の運賃(初乗運賃等を含む額)のいずれか」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

タクシー車種	構造等	助成限度額
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル以下のもので乗車定員6名以下のもの、及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員6名以下のもの 同条に定める軽自動車で、運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特殊用途自動車	900円
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち、排気量2リットルを超えるもので乗車定員6名以下のもの	930円

	身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの	
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。	1,070 円

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

改正の要旨

令和5年8月18付けで関東運輸局より新たなタクシー運賃が公示され、令和5年9月19日より茨城県地区のタクシー運賃（初乗運賃、加算運賃等）が変更となったことに伴い改正を行うもの。

改正の内容

第9条第1項及び第3項「初乗運賃標準額」を「助成限度額」に改正
別表（第9条関係）にある助成限度額を、普通車「740円」を「900円」に、大型車「780円」を「930円」に、特定大型車「830円」を「1,070円」にそれぞれ改正

新旧対照表

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後
(助成額) 第9条 助成する額は、別表の 初乗運賃標準額 と 実際の初乗運賃額とを比較して 低い方の額とする。ただし、1回の乗車につき助成券1枚の利用とし、年間52回分を限度とする。	(助成券等) 第9条 助成する額は、別表の 助成限度額(車両により異なる場合あり) もしくは 実際の運賃(初乗運賃等を含む額)のいずれか 低い方の額とする。ただし、1回の乗車につき助成券1枚の利用とし、年間52回分を限度とす

<p>2 (略)</p> <p>3 乙は、助成券を提出した旅客に運賃を請求するときは、当該運賃の総額から助成券1枚につき初乗り運賃標準額と実際の初乗り運賃額を比較して低い方の額を差し引いて請求するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乙は、助成券を提出した旅客に運賃を請求するときは、当該運賃の総額から助成券1枚につき助成限度額(車両により異なる場合あり)もしくは実際の運賃(初乗運賃等を含む額)のいずれか低い方の額を差し引いて請求するものとする。</p> <p>4 (略)</p>																								
<p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="261 813 778 1149"> <thead> <tr> <th>タクシー 一車種</th> <th>構造等</th> <th>初乗運賃 標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通車</td> <td>(略)</td> <td>740円</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>(略)</td> <td>780円</td> </tr> <tr> <td>特定大型車</td> <td>(略)</td> <td>830円</td> </tr> </tbody> </table>	タクシー 一車種	構造等	初乗運賃 標準額	普通車	(略)	740 円	大型車	(略)	780 円	特定大型車	(略)	830 円	<p>別表 (第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="834 813 1351 1149"> <thead> <tr> <th>タクシー 一車種</th> <th>構造等</th> <th>助成限度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通車</td> <td>(略)</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>大型車</td> <td>(略)</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>特定大型車</td> <td>(略)</td> <td>1,070円</td> </tr> </tbody> </table>	タクシー 一車種	構造等	助成限度 額	普通車	(略)	900 円	大型車	(略)	930 円	特定大型車	(略)	1,070 円
タクシー 一車種	構造等	初乗運賃 標準額																							
普通車	(略)	740 円																							
大型車	(略)	780 円																							
特定大型車	(略)	830 円																							
タクシー 一車種	構造等	助成限度 額																							
普通車	(略)	900 円																							
大型車	(略)	930 円																							
特定大型車	(略)	1,070 円																							
	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年9月19日から施行する。</p>																								

【改正前】

別表（第9条関係）

タクシー車種	構造等	<u>初乗運賃標準額</u>
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル以下のもので乗車定員6名以下のもの、及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの 同条に定める軽自動車、運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特殊用途自動車	<u>740円</u>
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち、排気量2リットルを超えるもので乗車定員6名以下のもの 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの	<u>780円</u>
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。	<u>830円</u>

【改正後】

別表（第9条関係）

タクシー車種	構造等	<u>助成限度額</u>
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル以下のもので乗車定員6名以下のもの、及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの 同条に定める軽自動車で、運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特殊用途自動車	<u>900</u> 円
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち、排気量2リットルを超えるもので乗車定員6名以下のもの 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの	<u>930</u> 円
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。	<u>1,070</u> 円

【改正前】

様式第2号（第5条関係）

（第1面の表）

交付番号第	号	年度
かすみがうら市タクシー利用助成券		
住 所	かすみがうら市	
氏 名		
発行年月日	年	月 日
有効期限	年	月 日

（第1面の裏）

～ 助成対象者の方へ ～

- 1 助成券は、表紙に記載されている方以外は使えません。ただし、助成対象者本人と同居する家族などを同乗させることができます。
- 2 助成券は、かすみがうら市地域公共交通会議会長が指定するタクシー会社以外では使えません。
- 3 助成券は1乗車につき1人1枚に限り使用できます。
- 4 2人以上の助成対象者がタクシーを同乗してタクシー料金の助成を受けようとするときは、乗車運賃が、同乗利用する対象者の人数に第9条の助成額を乗じて得た金額以上である場合に限り、助成券をそれぞれ1枚使用できます。
- 5 助成券で助成される金額は**初乗り運賃標準額か実際の初乗り運賃額を比較して低い方**です。精算の際に使用する助成券をミシン目から切り離して、乗務員にお渡しのうえ、その差額をお支払いください。
- 6 助成券を使用する際、乗務員から身分証等の提示を求められることがあります。
- 7 助成券を汚損した場合以外は、再発行できません。
- 8 助成券を第三者に譲渡又は不正に使用した際は、助成した金額を返還していただくことがあります。
- 9 助成対象者の資格がなくなったときは、速やかに助成券をかすみがうら市地域公共交通会議事務局まで返還してください。

【改正後】

様式第2号（第5条関係）

（第1面の表）

交付番号第	号	年度
かすみがうら市タクシー利用助成券		
住 所	かすみがうら市	
氏 名		
発行年月日	年	月 日
有効期限	年	月 日

（第1面の裏）

～ 助成対象者の方へ ～

- 1 助成券は、表紙に記載されている方以外は使えません。ただし、助成対象者本人と同居する家族などを同乗させることができます。
- 2 助成券は、かすみがうら市地域公共交通会議会長が指定するタクシー会社以外では使えません。
- 3 助成券は1乗車につき1人1枚に限り使用できます。
- 4 2人以上の助成対象者がタクシーを同乗してタクシー料金の助成を受けようとするときは、乗車運賃が、同乗利用する対象者の人数に第9条の助成額を乗じて得た金額以上である場合に限り、助成券をそれぞれ1枚使用できます。
- 5 助成券で助成される金額は**助成限度額（車両により異なる場合あり）**もしくは**実際の運賃（初乗運賃等を含む額）のいずれか**低い方です。精算の際に使用する助成券をミシン目から切り離して、乗務員にお渡しのうえ、その差額をお支払いください。
- 6 助成券を使用する際、乗務員から身分証等の提示を求められることがあります。
- 7 助成券を汚損した場合以外は、再発行できません。
- 8 助成券を第三者に譲渡又は不正に使用した際は、助成した金額を返還していただくことがあります。
- 9 助成対象者の資格がなくなったときは、速やかに助成券をかすみがうら市地域公共交通会議事務局まで返還してください。